

セグメント情報と事業活動収支内訳表について 考え方の整理（案）

- 事業活動収支内訳表を含む3点の内訳表は、これまで私立学校振興助成法及び学校法人会計基準に基づき作成される書類であった。今般の私立学校法改正に伴い、学校法人会計基準は私立学校法に基づく基準となり、事業活動収支内訳表は計算書類には含まれないものと整理された一方、注記事項としてセグメント情報の記載が求められることとなった。
- 事業活動収支内訳表を含む3点の内訳表は、私学助成を受ける法人が今後も作成・提出を求められる書類として、改正後の私立学校振興助成法第14条第4項を受け、新たに制定する予定の私立学校振興助成法施行規則に位置づける予定。
- 私立学校法に基づくセグメント情報と、私立学校振興助成法に基づく事業活動収支内訳表は、その法的根拠や作成される目的は異なるものであるが、事業活動収支計算書のより詳細な内容を示す資料であるという点で類似する。そのため、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」においては、私学助成を受ける学校法人において類似の資料を2種類作成する重複感、事務の負担増について懸念が指摘されている。
- この点、本WGにおいても、事業活動収支内訳表についても、セグメント情報の配分基準となる「経済実態をより適切に表す配分基準」を用いることができないかという意見があった。しかし、事業活動収支内訳表において用いられる配分基準は、私学助成の制度の趣旨や運用を踏まえて判断されるべきもので、本WGにおいて結論を出せるものではない。このため、いただいたご意見は私学助成担当部署に共有することとし、本WGでの検討は行わない。
- 本WGにおいては、類似の資料を2種類作成する重複感、事務の負担感をできるだけ生じさせることのないような配分基準となるよう留意して検討を進めるとともに、書類の作成方法についても、効率的と考えられる方法があれば、併せて提案していく。